

平成 27 年 12 月 21 日

金融庁総務企画局市場課市場機能強化室 御中

一般社団法人全国銀行協会

平成 27 年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令案等に対する意見  
等の提出について

平成 27 年 11 月 20 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり  
意見等を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 平成27年金融商品取引法改正等に係る政令・内閣府令案等に対する意見等

No.	該当箇所	意見等	理由
1	(別紙5) 銀行法施行令第四条の二の二 第二項 第九号	<p>銀行法施行規則第17条の3第2項第12号に定める会社(以下、特定子会社)が行う同号ホに掲げる業務には、金融商品取引法第2条第8項第7号及び同項第15号に定める業務(以下、GP業務)が含まれないとされている(注)が、今回の銀行法施行令等の改正案において、銀行等が適切な利益相反管理体制等の整備が求められるグループ会社の範囲に特例業務届出者が加えられ、銀行等の子会社が行うGP業務について、利益相反の防止等の一層の実効性の確保が図られることをもって、同改正施行令の施行後に、特定子会社においてGP業務が行えることとなると解してよいか。</p> <p>(注)平成19年7月31日付「『金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等』に対するパブリックコメントの結果等について」(636-637頁、項番5)</p>	確認のため。